

【英文許可証明書の発給について】

平成27年4月1日以降、国土交通大臣の許可を受けている建設業者のうち、関東地方整備局管内に主たる営業所がある建設業者に限り、関東地方整備局にて「英文許可証明書」の発給を行います。

この証明書は、外国での建設業許可、競争参加資格の取得、入札参加、工事請負許可等で、建設業許可の英文証明書が必要な場合は、以下の手続きで、英文証明書を発給しております。

【1】申請方法

申請書類(以下の①～⑤のうち該当するもの)を関東地方整備局に郵送して下さい(持参も可)。

申請は随時受け付けていますが、「許可証明書」の即日発行は行っておりませんのでご了承願います。

【2】申請書類

申請に必要な書類等は以下のとおりです。手数料は無料です。

① 英文建設業許可証明書発給申請書(記載例を参考にA4サイズで1部作成してください。)

② 返信用封筒(切手を貼り、宛先を記入したもの)

※郵便事故防止等のため、書留等での返信を希望される場合は、返信用封筒にその旨を記載し、必要な分の切手を貼って下さい。

※関東地方整備局の窓口で受け取りを希望される場合は不要です。その場合、その旨と連絡先を発給申請書に記載して下さい。窓口での受け取りの場合は、受領書及び委任状(任意様式)が必要になります。

③ 日本語の「建設業の許可について(通知)」(地方整備局長印が押されているもの)のコピー

④ 建設業許可が期限切れのため更新申請中の場合・・・

更新を申請した際に都県へ提出した申請書類のうち、表紙の「様式第1号」を都県の受付印がはっきり分かるようにコピーして一緒に提出して下さい。

有効期限内であれば、④は必要ありません。

※英文証明書に、建設業法第3条第4項の規定に基づき現在許可が有効である旨追記いたします。

⑤ 許可時と現在の間企業名の変更、許可建設業の廃業等があった場合・・・

変更時に提出した「第22号の2 変更届出書(第一面)」、「第22号の4 廃業届」等変更事項がわかる書類を都県の受付印がはっきりわかるようにコピーして一緒に提出して下さい。

許可時と現在の間に変更がなければ、⑤は必要ありません。

【3】その他

○発給までの目安：1週間から2週間程度

お急ぎの場合は、発給希望日を申請書に記載し、ご相談下さい。

○請求部数は、必要最低限度でお願いします。

請求部数が多い場合は、任意書式にて、別途「理由書」を作成し、提出して下さい。

理由によっては、お断りする場合がございます。

○都道府県知事許可業者の場合は、それぞれの都道府県庁にお問い合わせ下さい。

○外務省認証のため公印の押印が必要な場合には、その旨を申請書に明記願います。

※通常は、押印なしで証明書を作成、交付しております。

【4】提出先

〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館6階

国土交通省 関東地方整備局 建政部建設産業第一課 建設業係

開庁時間 下記の閉庁日を除く平日の9時15分から18時00分まで

閉庁日 土・日・祝祭日、年末12月28日から年始1月3日

※上記閉庁日以外に、システム整備により発行に2週間以上かかる場合があります。

(例年8月中旬お盆時期頃及び年度末3月末頃)